

令和 3 年度 事業報告書

令和 3 年 7 月 1 日から令和 4 年 6 月 3 0 日まで

特定非営利活動法人 著作権利用等に係る教育 N P O

1 事業の成果

特定非営利活動法人 著作権利用等に係る教育 N P O (以下教育 N P O) は、この 6 月末で設立以来 18 年目となる活動年度を終了した。このように長期にわたって活動できているのは、日本私立中学高等学校連合会 (以下中高連)、一般財団法人東京私立中学高等学校協会 (以下東京私立中高協会) 等の私学団体、および公益社団法人日本文藝家協会 (以下日本文藝家協会) など著作権関連団体のご支援、ご協力によるものと感謝いたしております。

本年度も新型コロナウイルス感染症の影響を受け、勉強会の開催を見合わせるなどの活動が制限されました。そうした中でも、鹿児島県私立中学高等学校協会のご理解とご支援の下で「鹿児島研修会」を開催することが出来ました。改めて、鹿児島県私立中学高等学校協会の皆様に感謝申し上げるとともに、こうした各地域の協会の皆様との連携を深めることによる研修会等の開催に尽力していく所存です。

教育 N P O の設立から法人の運営に携わっていた [] が退任されました。平成 1 6 年 9 月の設立時から 1 8 年間にわたり、教育現場における著作物の適正な利用を推進するために多大な尽力を頂きました。特に文藝家協会との協定を締結することで法的に必要な権利処理が大幅に簡略化されたことは、教育現場において画期的な事となっています。

今後の教育 N P O の運営については、前述の鹿児島研修会などの各地域との連携を深めるなど積極的な取り組みを推進されている [] の下で行ってまいります。事務局長や職員の交代など新たな体制での運営となりますが、今後とも学校の立場に立って「教育と著作権」の課題解決に取り組んでまいります。

1. 特定非営利活動に係る事業

1-1 著作物利用等に関する代行事業

今年度入試問題二次利用に対する許諾代行申請件数は、申請件数 3,657 件(6 月末時点)、前年比 103.5% (125 件) 増となっています。

① 日本文藝家協会との協定の実施

日本文藝家協会とは、平成 1 6 年 1 2 月に、同協会委託著作権者の著作物は報告義務を条件に二次的な一括利用ができる等の内容の協定書を締結し、年間補償金(1 校あたり 2 万円)を支払うこととしています。この年間補償金は協議により決定しており、平成 2 2 年度以降は 6 2 0 万円を支払っています。なお、これは当分の間継続される見通しです。令和 3 年度の同協会委託著作物の利用は 8 5 5 件 (6 月末時点、昨年同時期は 8 5 2 件) であり、申請件数全体に対する比率は 2 3 % となっています。

なお、年間補償金の免除分については啓蒙・教育研修活動に充てています。

② 日本文藝家協会に著作権管理を委託していない著作権者に関する許諾代行

令和 4 年春入試の許諾申請件数は 2 6 3 3 件。許諾率は 8 3 % (前年 8 4 %)、不許諾は 4 名 4 件となっています (令和 4 年 6 月末時点)。

③ 新聞社との覚書の実施

教育 N P O と朝日・読売・毎日新聞社は平成 2 1 年、各新聞記事を用いた入試問題の二次利用 (ホームページ掲載及び受験生などへの無償配布) について、教育 N P O が一括して報告することを条件に無償で許諾する内容の覚書を締結しています。また、朝日学生新聞社とも平成 2 2 年 1 2 月、朝日小学生新聞および朝日中学生ウィークリーの記事について同様の覚書を締結しています。令和 3 年度の利用件数は、朝日 5 5 件、読売 1 9 件、毎日 1 5 件、朝日学生 6 件、合計 9 5 件 (前年 8 9 件) となっています。

④ 許諾代行事業に係る手数料等の請求

許諾代行事業については、出版権に関わる請求が増加傾向にあります。従いまして、第 1 3 8 回理事会において顧問弁護士の助言を踏まえたうえで協議し、版面権に係る請求は根拠がないものとして応じないこと、

出版社等に支払うのは、従来通り著者の居所不明などに係る調査、転送に関する手数料とすることを確認しました。

今後も出版社や新聞社等からの新たな請求に係る折衝が必要になると考えられますが、協定や覚書に基づいて教育活動に対する理解を頂けるように適宜対応してまいります。

また、社会・理科等の入試問題で使用する写真について、高い著作権使用料（または手数料）を請求されるケースが少なくありません。

そのため、申請することにより無償で利用できるものを、教育 NPO 事務局ができる範囲で調査を行い各学校にお知らせをしています。

一例を挙げますと、

- ・国会図書館のサイトの中に著作権切れの写真、図版も公開されています。
- ・メトロポリタン美術館では 20 万点もの膨大な量の図版・写真が申請不要で無償利用できます。
- ・矢野恒太記念会（日本国勢図会他）・国立天文台（理科年表）、中央省庁のホームページ、東京都立図書館（TOKYO アーカイブ）でも対応しています。

1-2 著作権利用等に係る教育研修事業及び啓蒙事業

教育 NPO は、全国の私立中学高等学校を対象として広く著作権問題を考える「研修会」と、会員校に著作権に関する新しい情報を伝え、学ぶ『勉強会』を教育研修・啓蒙事業の柱として年間複数回実施してまいりました。

当初の研修会は全ての私立中学高等学校を対象として著作権の啓蒙とともに入会を促すことを目的として実施し、首都圏、大阪、福岡、名古屋、広島、札幌、仙台での開催により全国展開を一応終了し、その後は主に会員校の多い首都圏、近畿圏を中心に引き続き開催していました。

コロナ禍により、近年の勉強会及び研修会の開催をしておらず、本年度についても勉強会の開催ができませんでした。しかしながら、鹿児島県私立中学高等学校協会のご理解の下で、かつ、ご支援を受けることで「鹿児島研修会」を下記のとおり開催することが出来ました。改めて、鹿児島県私立中学高等学校協会の皆様に感謝申し上げます。

○鹿児島研修会 城山ホテル鹿児島

日 時 令和 3 年 10 月 27 日(水) 13:30～

参 加 者 79 名 (1 法人、21 校)

来 賓 挨 拶 鹿児島県私立中学高等学校協会 [redacted] 先生

演 題 学校教育と著作権

講 師 福岡教育大学教育学部教職教育院教授 [redacted] 先生

報 告 「入試問題を中心とした著作権処理の現状と課題」

教育 NPO 事務局 [redacted]

1-3 著作物に係る諸問題に関する調査研究、情報の収集及び提供事業

① ホームページ

教育 NPO の活動に関する情報に加えて、入試問題二次利用等の会員校に役立つ情報も併せて掲載しています。

② 会員校の相談

電話・メールでの相談は年々増加しておりが適宜対応しています。しかしながら、法律の解釈を踏まえた対応などのより専門的な知識を必要とする案件については、公益社団法人日本著作権情報センター(以下日本著作権情報センター)および日本文藝家協会等を紹介しています。また、(株)日本ビジュアル著作権協会の会員である著作者に関する問い合わせなどについては、教育 NPO では直接申請が出来ないため、申請手続きについて学校にご案内している。

なお、無償で(交通費のみ負担)NPO 役員を派遣する制度を設けていますが、本年度の要望はありませんでした。

2. 会員校の拡大

教育 NPO は、各私学関係団体からのご理解と支援の下での啓蒙活動等を行うとともに、日本文藝家協会のご協力により毎年着実に会員校を増やしてまいりました。その結果、令和 4 年 6 月 30 日現在、新規入会校が 17 校（退会校 6 校）となり、会員校数は 582 校となっています。

3. 渉外活動

3-1 日本文藝家協会との定期協議

令和3年11月26日(木)17時から東京ガーデンパレスで開催しました。

本年も[REDACTED]にご出席いただき、関係する諸問題についてそれぞれ報告を行うとともに、意見交換を行いました。

先ず、「新規入会校について」、「入試問題二次利用許諾状況報告」の後、主なテーマは「授業目的公衆送信保証金制度」に関する現状について、公立、私立別の中学校・高等学校の申請状況についての情報提供とともに、「一般社団法人授業目的公衆送信等管理協会（SARTRAS）」と教育NPOが担当する事務の範囲は明確に区分されるとの説明がありました。

3-2 私学団体および著作権関連団体との協力

中高連とその加盟団体である各私学協会並びに（一財）日本私学教育研究所の各団体からは、教育NPO主催の研修会に加えて、各団体主催の研修会等の場を提供いただいております。著作権に関する普及啓蒙活動に特段のご理解とご支援をいただいております。

コロナ禍において、対面での活動が制限される中で、以前より、会場の提供や資料、情報などの提供でご協力を頂いてきた東京私立中高協会、東京都私学財団、文化庁官房著作権課、私的録音補償金管理協会及び楽譜問題協議会などとの協力いただく機会は減少しているが、今後とも協力関係の維持に努めてまいります。

また、著作権情報センター(CRIC)については、継続的に著作権全般に関する情報やアドバイスをいただくなど良好な関係を続けています。

2 事業実施に関する事項

1. 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額 (千円)
著作物利用等に関する代行事業	会員校の著作物利用に伴う著作権者への許諾依頼の代行	通期	事務所	3名	全国の会員校582校	18,907
教育研修・啓蒙事業	学校教育と著作権処理に関する研修会	令和3年10月	鹿児島	3名	全国の会員校582校	2,016
調査研究・情報提供事業	ホームページの運営および電話での相談	通期	事務所	3名	全国の会員校582校	2,098
出版事業	当年度は実施せず	—	—	—	—	—

2. その他の事業

当年度は実施しませんでした。

令和3年度 活動計算書

令和3年7月1日から 令和4年6月30日まで

特定非営利活動法人 著作権利用等に係る教育NPO
(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	29,270,000		
入会金収入	610,000	29,880,000	
2 受取寄付金			
受取寄付金	0		0
3 事業収益			
代行手数料	2,876,000	2,876,000	
4 その他収益			
受取利息	220		
雑収入	0	220	
経常収益計			32,756,220
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	10,809,889		
法定福利費	1,808,197		
退職給付費用	91,200		
人件費計	12,709,286		
(2)その他経費			
著作権支払	6,200,000		
委託費	1,297,541		
代行事業経費	1,877,760		
研修・啓蒙事業経費	427,639		
調査・広報事業経費	509,829		
その他経費計	10,312,769		
事業費計		23,022,055	
2 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	1,200,000		
給料手当	2,702,473		
法定福利費	452,049		
退職給付費用	22,800		
退職金	300,000		
人件費計	4,677,322		
(2)その他経費			
福利厚生費	32,995		
管理諸費	1,650,000		
旅費交通費	1,127,830		
通信費	152,342		
交際費	6,198		
減価償却費	179,145		
保険料	57,390		
水道光熱費	213,695		
地代家賃	1,537,678		
消耗品費	212,956		
租税公課	982		
事務用品費	377,533		
支払手数料	1,227,600		
貸倒損失	850,000		
防災防犯対策費	15,615		
雑費	877,652		
その他経費計	8,519,611		
管理費計		13,196,933	
経常費用計			36,218,988
当期経常増減額			▲ 3,462,768
III 経常外収益			0
IV 経常外費用			0
税引前当期正味財産増減額			▲ 3,462,768
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			▲ 3,462,768
前期繰越正味財産額			13,789,646
危機管理積立金振替額			0
次期繰越正味財産額			10,326,878

※今年度はその他の事業を実施していません。

令和3年度 貸借対照表

令和4年6月30日現在

特定非営利活動法人 著作権利用等に係る教育NPO

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	26,961,719		
未収金	3,340,000		
仮払金	31,412		
流 動 資 産 合 計		30,333,131	
2 固定資産			
(1)有形固定資産			
工具器具備品	650,760		
有形固定資産計	650,760		
(2)無形固定資産			
無形固定資産計	0		
(3)投資その他の資産			
敷金	319,200		
投資その他の資産計	319,200		
固 定 資 産 合 計		969,960	
資 産 合 計			31,303,091
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	209,453		
仮受金	2,000		
流 動 負 債 合 計		211,453	
2 固定負債			
長期未払金	650,760		
退職給付引当金	114,000		
固 定 負 債 合 計		764,760	
負 債 合 計			976,213
III 正味財産の部			
危機管理積立金		20,000,000	
前期繰越正味財産		13,789,646	
当期正味財産増減額		△ 3,462,768	
正味財産合計			30,326,878
負債及び正味財産合計			31,303,091

令和3年度 計算書類の注記

特定非営利活動法人 著作権利用等に係る教育NPO

1. 重要な会計方針
- 計算書類の作成は、NPO法人会計基準（平成22年7月20日 平成29年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。
- (1) 固定資産の減価償却の方法
- 有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定率法で償却しています。
- 無形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定額法で償却しています。
- (2) 消費税等の会計処理
- 消費税等の会計処理は税込経理方式によっています。
- (3) 引当金の計上基準
- 退職給付引当金
- 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末に発生していると認められる金額を計上しています。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算しています。

2. 事業費の内訳

(単位：円)

科目	著作権利用等に関する 代行事業	教育研修・ 啓蒙事業	調査研究・ 情報提供事業	出版事業	合計
(1) 人件費					
給料手当	8,107,417	1,351,236	1,351,236	0	10,809,889
法定福利費	1,356,147	226,025	226,025	0	1,808,197
退職給付費用	68,400	11,400	11,400	0	91,200
人件費計	9,531,964	1,588,661	1,588,661	0	12,709,286
(2) その他経費					
著作権支払	6,200,000	0	0	0	6,200,000
委託費	1,297,541	0	0	0	1,297,541
システム運営経費	865,000				865,000
代行事業経費	1,012,760	0	0	0	1,012,760
研修・啓蒙事業経費	0	427,639	0	0	427,639
調査・広報事業経費	0	0	509,829	0	509,829
その他経費計	9,375,301	427,639	509,829	0	10,312,769
事業費計	18,907,265	2,016,300	2,098,490	0	23,022,055

3. 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
工具器具備品	776,940	765,600	776,940	765,600	114,840	650,760
無形固定資産						
ソフトウェア	405,300	0	0	405,300	405,300	0
投資その他の資産						
敷金	319,200	0	0	319,200	0	319,200
合計	1,501,440	765,600	776,940	1,490,100	520,140	969,960

4. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項。

- ・ 事業費と管理費の按分方法
- 各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当・法定福利費・退職給付費用については従事割合に基づき按分しています。

令和3年度 財産目録

令和4年6月30日現在

特定非営利活動法人 著作権利用等に係る教育NPO

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
手元現金	37,189		
りそな銀行普通預金	13,839,988		
郵便局	13,084,542		
未収金（代行手数料・会費未収）	3,340,000		
仮払金			
労働保険料	31,412		
立替金	0		
流動資産合計		30,333,131	
2 固定資産			
(1)有形固定資産			
工具器具備品			
複合機	650,760		
有形固定資産計	650,760		
(2)無形固定資産			
無形固定資産計	0		
(3)投資その他の資産			
敷金			
事務所敷金	319,200		
投資その他の資産計	319,200		
固定資産合計		969,960	
資産合計			31,303,091
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金			
未払経費	209,453		
仮受金	2,000		
流動負債合計		211,453	
2 固定負債			
長期未払金	650,760		
退職給付引当金	114,000		
固定負債合計		764,760	
負債合計			976,213
正味財産			30,326,878

令和3年度 年間役員名簿

令和3年7月1日から令和4年6月30日まで

特定非営利活動法人 著作権利用等に係る教育NPO

役 名	氏 名		就任期間	報酬を受けた 期 間
理事	中川 武夫		3年7月1日 ～4年6月30日	
理事	間庭 修		3年11月26日 ～4年6月30日	4年4月1日 ～4年6月30日
理事	伊藤 貢		3年7月1日 ～4年6月30日	
理事	清水 哲雄		3年7月1日 ～4年6月30日	
理事	助川 幸彦		3年7月1日 ～4年6月30日	3年7月1日 ～4年3月31日
理事	高橋 敬三		3年7月1日 ～4年6月30日	
理事	須藤 勉		3年7月1日 ～4年6月30日	
理事	前田 隆芳		3年7月1日 ～4年6月30日	
監事	松橋 勝政		3年7月1日 ～4年6月30日	

前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿

令和4年6月30日現在

特定非営利活動法人 著作権利用等に係る教育NPO

氏 名	
伊藤 貢	
伊藤 淑子	
岡部 徳三	
木内 秀樹	
北林 孝道	
工藤 誠一	
近藤 彰郎	
真田 幸男	
清水 哲雄	
助川 幸彦	
須藤 勉	
高橋 敬三	
中川 武夫	
長塚 篤夫	
西村 弘子	
平方 邦行	
前田 隆芳	
増田 晃次郎	
松橋 勝政	
間庭 修	
安田 理	
山本 与志春	
吉田 晋	